

加美町 資源物・ごみ収集カレンダー



燃やせるごみ 毎週 月 木 曜日

プラスチック 第1 第3 火 曜日

リサイクルごみ 第2 第4 火 曜日
(ダンボール・新聞紙・雑誌・紙パック・その他紙・古布)

不燃性家庭ごみ
有害ごみ (蛍光灯・スプレー缶) 第1 第3 水 曜日

燃やせない粗大ごみ
(長さ1.5m以内・幅1.0m以内・重さ30kg以内)
資源ごみ 第2 第4 水 曜日
(缶・びん・ペットボトル)

ごみステーションはきまりを守って清潔に使いましょう!!

- ごみは当日の決められた時間に出しましょう。
- ※地域によって夏季・冬季の収集時間が異なる場合があります。
- ※地域によっては指定の大きさを超えるものはごみステーションに出すことは絶対にやめてください。
- 燃やせるごみ、プラスチックは「指定のごみ袋」を使ってください。肥料袋や買い物袋では出さないでください。
- プラスチックはきれいに洗ってから出してください。
- ※汚れの落ちないものは燃やせるごみとして出してください。
- 紙パックのプラスチック部分は、取り除いてください。
- 不燃性粗大ごみで指定の大きさを超えるものはごみステーションに出すことはできません。リサイクルセンターへ直接搬入することになります(有料)。
- くわしくは町民課・各支所、またはリサイクルセンターまでご相談ください。

4月 APR 卯月 (2024年)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	燃	プラ	リ	燃		
7	8	9	10	11	12	13
	燃	リ	リ	燃		
14	15	16	17	18	19	20
	燃	プラ	リ	燃		
21	22	23	24	25	26	27
	燃	リ	リ	燃		
28	29 昭和の日	30				
	燃					

5月 MAY 皐月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 憲法記念日	4 みどりの日
			リ	燃		
5 こどもの日	6 振替休日	7	8	9	10	11
	燃	プラ	リ	燃		
12	13	14	15	16	17	18
	燃	リ	リ	燃		
19	20	21	22	23	24	25
	燃	プラ	リ	燃		
26	27	28	29	30	31	
	燃	リ		燃		

6月 JUN 水無月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	燃	プラ	リ	燃		
9	10	11	12	13	14	15
	燃	リ	リ	燃		
16	17	18	19	20	21	22
	燃	プラ	リ	燃		
23	24	25	26	27	28	29
	燃	リ	リ	燃		
30						

7月 JUL 文月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	燃	プラ	リ	燃		
7	8	9	10	11	12	13
	燃	リ	リ	燃		
14	15 海の日	16	17	18	19	20
	燃	プラ	リ	燃		
21	22	23	24	25	26	27
	燃	リ	リ	燃		
28	29	30	31			
	燃					

8月 AUG 葉月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				燃		
4	5	6	7	8	9	10
	燃	プラ	リ	燃		
11 山の日	12 振替休日	13	14	15	16	17
	燃	リ	リ	燃		
18	19	20	21	22	23	24
	燃	プラ	リ	燃		
25	26	27	28	29	30	31
	燃	リ	リ	燃		

9月 SEP 長月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	燃	プラ	リ	燃		
8	9	10	11	12	13	14
	燃	リ	リ	燃		
15	16 敬老の日	17	18	19	20	21
	燃	プラ	リ	燃		
22 秋分の日	23 振替休日	24	25	26	27	28
	燃	リ	リ	燃		
29	30					
	燃					

10月 OCT 神無月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		燃	プラ	リ		
6	7	8	9	10	11	12
	燃	リ	リ	燃		
13	14 スポーツの日	15	16	17	18	19
	燃	プラ	リ	燃		
20	21	22	23	24	25	26
	燃	リ	リ	燃		
27	28	29	30	31		
	燃			燃		

11月 NOV 霜月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3 文化の日	4 振替休日	5	6	7	8	9
	燃	プラ	リ	燃		
10	11	12	13	14	15	16
	燃	リ	リ	燃		
17	18	19	20	21	22	23 秋分の日
	燃	プラ	リ	燃		
24	25	26	27	28	29	30
	燃	リ	リ	燃		

12月 DEC 師走

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	燃	プラ	リ	燃		
8	9	10	11	12	13	14
	燃	リ	リ	燃		
15	16	17	18	19	20	21
	燃	プラ	リ	燃		
22	23	24	25	26	27	28
	燃	リ	リ	燃		
29	30	31				
	燃					

1月 JAN 睦月 (2025年)

日	月	火	水	木	金	土
			1 元日	2	3	4
				燃		
5	6	7	8	9	10	11
	燃	プラ	リ	燃		
12	13 成人の日	14	15	16	17	18
	燃	リ	リ	燃		
19	20	21	22	23	24	25
	燃	プラ	リ	燃		
26	27	28	29	30	31	
	燃	リ		燃		

2月 FEB 如月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	燃	プラ	リ	燃		
9	10	11 建国記念の日	12	13	14	15
	燃	リ	リ	燃		
16	17	18	19	20	21	22
	燃	プラ	リ	燃		
23 天皇誕生日	24 振替休日	25	26	27	28	
	燃	リ	リ	燃		
30	31					

3月 MAR 弥生

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
	燃	プラ	リ	燃		
9	10	11	12	13	14	15
	燃	リ	リ	燃		
16	17	18	19	20 春分の日	21	22
	燃	プラ	リ	燃		
23	24	25	26	27	28	29
	燃	リ	リ	燃		
30	31					

ふるさとの美しい環境を守りましょう

ENEOS
株式会社小野田石油
加美郡加美町下野目雷北6-9
TEL0229-67-2352
お電話でもお気軽にご利用ください!

建設業
土木、建築、舗装、管工事、給排水設備
株式会社 広陽建設
代表取締役 猪股 秀一
加美郡加美町米原字西野5-16
TEL0229-67-7097 FAX0229-67-7098

石で暮らしを創る
本社・工場
TEL0229-67-3036
加美町字中原25-14
古川店
TEL0229-28-3744
大崎市古川休塚目見田1-3
さいとう石材 検索 https://www.isi5.com/

高温養生設備
青木原販売所
TEL0229-63-2503 FAX63-8942

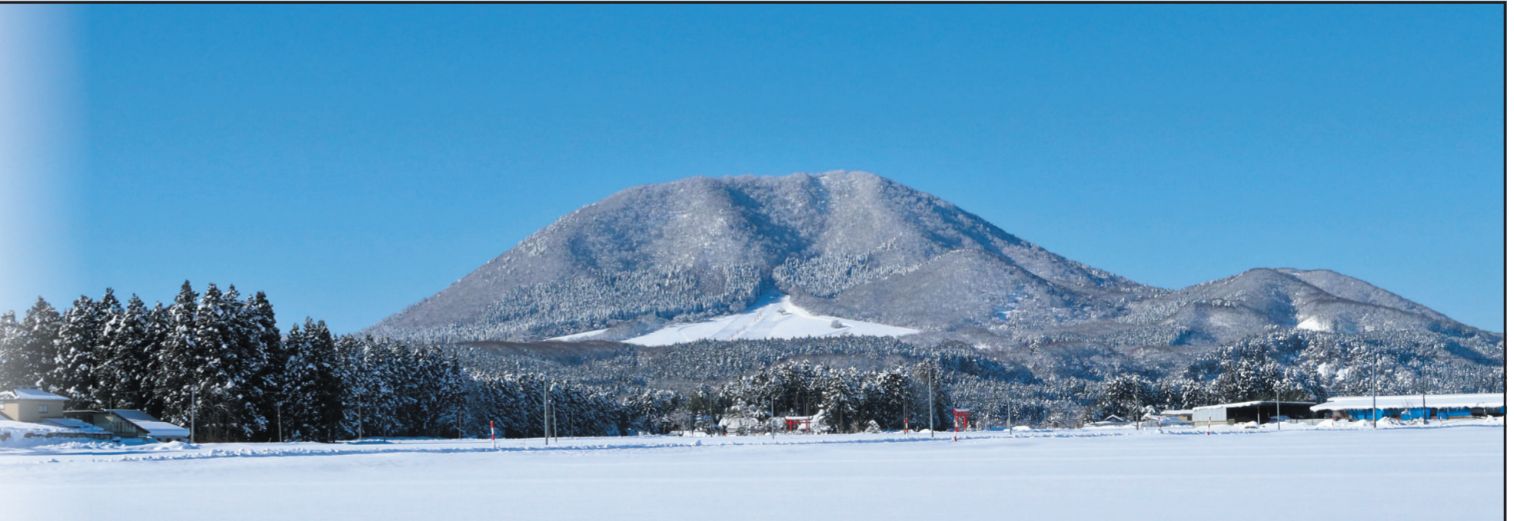
暮らしを守り 安心を支える 製品を創る
基礎鉄筋ユニットの製造販売、関連附属部品販売
株式会社 東北サンジョウ
加美郡加美町下野目川字百沢72-6
TEL0229-63-7666 FAX0229-63-7667
https://toughsanjyou.co.jp/

ビン・紙・鉄・車 他買取
集団回収・廃棄物運搬
◆不用品処分ご相談下さい◆
カネショウ
正商店
加美郡加美町平柳字鹿島26-1
TEL0229-26-2131 FAX0229-26-2132



その他紙の分別回収にご協力を
その他紙は「新聞と折込チラシ」「雑誌」「ダンボール」「紙パック」以外のリサイクル紙です。
例えば、紙マークの付いている紙や、カレンダー、トイレットペーパーの芯、広報紙、菓子箱などがあります。但し、ビニールや粘着テープなど、紙以外のものを取り除く必要があります(例:ティッシュボックスの取り出し部分のビニールなど)。
分ければ資源。捨てればごみ。ぜひ、その他紙の分別回収にご協力ください。

- 人工的な強いにおい(線香、洗剤、石けん等)の入っていた箱
- 汚れが落ちないもの(クリームなどが付いたケーキ箱等)
- 防水加工してあるもの(紙コップ、アイスやヨーグルトの紙カップ)
- ビニールが貼られたもの(ビニールコーティングされた紙袋)
- 写真、写真印刷用のプリント用紙、感熱紙(ファックス用紙、レシート等)
- カップめんの容器とそのふた等(ビニールを含んでいるもの)
- 酒のバック等内側が銀紙になっているもの
- 分からない物や迷った時は、燃やせるごみへ出してください。



◎ごみの不法投棄は重大な犯罪行為です。(※1)
廃棄物をみだりに投棄することは法律で禁止されています。違反すれば、個人の場合でも5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、または懲役と罰金の両方。法人の場合は1億円以下の罰金という大変重い罰則があります。美しい環境を守るためにも、ごみの不法投棄は絶対にやめましょう!
(※1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条

◎庭先でのごみの焼却は、一部例外を除き法律で禁止されています。(※2)
※例外であっても、近隣の住民へ迷惑をかけるような場合は焼却をやめましょう。
違反した場合、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金という重い罰則があります。少量の紙くずや木片であっても、できる限り「燃やせるごみ」としてごみステーションに出しましょう。特に、生活環境にいちじるしい害を与えるビニール・プラスチック類の焼却は絶対やめましょう。
(※2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

◎ごみステーションは行政区(衛生組合)が管理しています。
利用する人は決まりを守り、適切な排出と清潔の保持に努めなければなりません。
ごみステーションは決まりを守り、大切に利用しましょう。「出してはいけないものを出す、決められた日時以外に出す、自分が住む行政区以外のステーションに出す」などの違法行為は絶対にやめましょう。

お問い合わせ先 **大崎広域リサイクルセンター** TEL28-1756
●燃やせないごみに関するお問い合わせは ●燃やせるごみに関するお問い合わせは ●その他のごみに関するお問い合わせや青木原処分場の利用については
大崎広域中央クリーンセンター TEL28-2386
加美町町民課 / **加美町小野田支所** / **加美町宮崎支所**
TEL63-3112 / TEL67-2111 / TEL69-5111